

## 別表九（一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、保険業法に規定する保険会社が法第60条（保険会社の契約者配当の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「剰余金基準による益金算入額の計算」の各欄は、昭和42年改正令附則第5条（契約者配当に関する経過規定）の規定の適用を受ける場合に記載します。